

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
政策経営部
政策総務課
電話 22-3141番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

告 示

- 告示第47号 議決予算の公表……………（財務課）…2

消 防 本 部

- 訓令甲第1号 宇治市消防職員服装規程の一部を改正する規程
……………8

農 業 委 員 会

- 公告第3号 農業委員会定例総会の招集……………9

公 営 企 業

- 公告第6号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定 ……10
○公告第7号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定 ……10
○公告第8号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定の取消し ……10

告 示

宇治市告示第47号

議決予算の公表について

令和3年2月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年4月2日

宇治市長 松村 淳子

令和2年度宇治市一般会計補正予算（第15号）

令和2年度宇治市の一般会計の補正予算（第15号）は、

次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ984,326千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87,255,462千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加・変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加・変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
12.地 方 交 付 税		7,370,000	△200,000	7,170,000
	1.地 方 交 付 税	7,370,000	△200,000	7,170,000
16.国 庫 支 出 金		34,046,353	630,711	34,677,064
	1.国 庫 負 担 金	10,427,183	295,000	10,722,183
	2.国 庫 補 助 金	23,545,446	335,711	23,881,157
17.府 支 出 金		5,394,473	13,714	5,408,187
	1.府 負 担 金	3,567,666	94,314	3,661,980
	2.府 補 助 金	1,450,644	△80,600	1,370,044
19.寄 付 金		151,050	35,010	186,060
	1.寄 付 金	151,050	35,010	186,060
20.繰 入 金		807,553	△64,740	742,813
	2.基 金 繰 入 金	807,549	△64,740	742,809
21.繰 越 金		229,462	155,431	384,893
	1.繰 越 金	229,462	155,431	384,893
22.諸 収 入		2,902,965	△27,900	2,875,065
	3.貸 付 金 元 利 収 入	2,331,928	△8,000	2,323,928
	4.受 託 事 業 収 入	49,750	△19,900	29,850
23.市 債		4,562,200	442,100	5,004,300
	1.市 債	4,562,200	442,100	5,004,300
歳 入 合 計		86,271,136	984,326	87,255,462

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
1. 議会費		447,265	△3,002	444,263
	1. 議会費	447,265	△3,002	444,263
2. 総務費		7,302,287	515,192	7,817,479
	1. 総務管理費	5,876,280	425,773	6,302,053
	2. 徴税費	870,261	9,038	879,299
	3. 戸籍住民基本台帳費	332,026	81,340	413,366
	4. 選挙費	71,588	△1,526	70,062
	5. 統計調査費	102,406	737	103,143
	6. 監査委員費	49,726	△170	49,556
3. 民生費		48,955,629	751,254	49,706,883
	1. 社会福祉費	31,972,142	552,459	32,524,601
	2. 児童福祉費	11,876,444	37,740	11,914,184
	3. 生活保護費	5,099,438	161,055	5,260,493
4. 衛生費		5,647,067	10,600	5,657,667
	1. 保健衛生費	2,926,484	39,600	2,966,084
	2. 清掃費	2,720,583	△29,000	2,691,583
5. 労働費		44,614	2,763	47,377
	1. 労働諸費	44,614	2,763	47,377
6. 農林水産業費		333,709	△12,347	321,362
	1. 農業費	245,905	△303	245,602
	2. 林業費	86,516	△12,044	74,472
7. 商工費		2,894,276	△56,461	2,837,815
	1. 商工費	2,894,276	△56,461	2,837,815
8. 土木費		6,302,984	△25,281	6,277,703
	1. 土木管理費	607,752	△24,753	582,999
	2. 道路橋梁費	1,473,481	61,378	1,534,859
	3. 河川費	481,232	△40,112	441,120
	4. 都市計画費	3,312,529	△107,809	3,204,720
	5. 住宅費	427,990	86,015	514,005
9. 消防費		2,196,259	△37,199	2,159,060
	1. 消防費	2,196,259	△37,199	2,159,060

10. 教 育 費		5,942,289	△121,193	5,821,096
	1. 教 育 総 務 費	933,934	12,711	946,645
	2. 小 学 校 費	2,196,395	12,678	2,209,073
	3. 中 学 校 費	951,556	4,467	956,023
	4. 幼 稚 園 費	899,864	△45,114	854,750
	5. 社 会 教 育 費	960,540	△105,935	854,605
12. 公 債 費		5,187,554	△40,000	5,147,554
	1. 公 債 費	5,187,554	△40,000	5,147,554
歳 出 合 計		86,271,136	984,326	87,255,462

第2表 繰越明許費補正

1. 追加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
2. 総務費	1. 総務管理費	J R六地蔵駅改築事業	43,000
3. 民生費	1. 社会福祉費	地域密着型サービス等整備費補助金	33,600
4. 衛生費	1. 保健衛生費	感染防止用資材等整備事業	39,600
		水道事業会計出資金	128,000
7. 商工費	1. 商工費	緊急事態措置協力金負担金	65,000
		オリンピック・パラリンピック関連事業	16,300
		ワールドマスターズゲームズ関連事業	5,640
		中小企業展示会合同出展準備事業	2,376
8. 土木費	2. 道路橋梁費	道路維持修繕事業（塔ノ川下居線）	79,000
		道路インフラ長寿命化事業（橋梁点検）	9,000
		一般道路改良事業（宇治五ヶ庄線）	8,000
		交通安全施設整備事業（宇治146号線）	3,972
		菟道志津川線道路改良事業	44,300

		宇治橋周辺地区道路整備事業（宇治228号線）	103,600
		J R六地蔵駅前広場整備事業	21,000
3. 河川費		河川排水路等維持管理事業（五ヶ庄排水樋門）	2,900
		排水路改良事業（槇島16号・槇島8号）	9,273
4. 都市計画費		宇治橋周辺地区まちづくり調査事業	4,104
5. 住宅費		槇島吹前市営住宅改修事業	89,000
		ウトロ地区住環境改善事業	98,300

2. 変更

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
10. 教育費	3. 中学校費	中学校大規模改造事業	120,150	中学校大規模改造事業	152,450

第3表 地方債補正

1. 追加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額		起債の方法	利 率	償還の方法
減収補てん債	211,400	証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。	証書借入又は証券発行 発行価格は額面金額100円につき98円以上とする。	年4%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

2. 変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前					補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
庁舎整備事業債	29,400	証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。	証券借入又は証券発行 発行価格は額面金額100円につき98円以上とする。	年4%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。	32,700	補正前による	補正前による	補正前による	補正前による
自転車等駐車場整備事業債	22,100	同上	同上	同上	同上	28,100	同上	同上	同上	同上
公共施設整備等事業債	83,800	〃	〃	〃	〃	88,800	〃	〃	〃	〃
集会所整備事業債	72,900	〃	〃	〃	〃	75,900	〃	〃	〃	〃
安全・安心のまち整備事業債	87,400	〃	〃	〃	〃	96,200	〃	〃	〃	〃
地域福祉施設整備事業債	14,800	〃	〃	〃	〃	17,600	〃	〃	〃	〃
育成学級施設整備事業債	13,200	〃	〃	〃	〃	15,900	〃	〃	〃	〃
斎場施設整備事業債	93,800	〃	〃	〃	〃	115,800	〃	〃	〃	〃
商工施設整備事業債	16,500	〃	〃	〃	〃	15,600	〃	〃	〃	〃
道路整備事業債	366,200	〃	〃	〃	〃	367,000	〃	〃	〃	〃
街路整備事業債	27,000	〃	〃	〃	〃	13,500	〃	〃	〃	〃
お茶と宇治のまち歴史公園交流ゾーン整備事業債	287,800	〃	〃	〃	〃	311,800	〃	〃	〃	〃
市営住宅建設事業債	91,500	〃	〃	〃	〃	134,600	〃	〃	〃	〃
消防施設整備事業債	31,500	〃	〃	〃	〃	85,300	〃	〃	〃	〃
小学校施設整備事業債	174,700	〃	〃	〃	〃	213,700	〃	〃	〃	〃
中学校施設整備事業債	111,500	〃	〃	〃	〃	148,300	〃	〃	〃	〃
お茶と宇治のまち歴史公園史跡ゾーン整備事業債	35,300	〃	〃	〃	〃	29,300	〃	〃	〃	〃

令和2年度宇治市後期高齢者医療事業特別会計

補正予算（第2号）

令和2年度宇治市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,752千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,188,620千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の予算額	補正額	計
3.繰入金		632,312	5,752	638,064
	1.一般会計繰入金	632,312	5,752	638,064
歳入合計		3,182,868	5,752	3,188,620

歳 出

（単位 千円）

款	項	補正前の予算額	補正額	計
2.後期高齢者医療広域連合納付金		2,999,359	5,752	3,005,111
	1.後期高齢者医療広域連合納付金	2,999,359	5,752	3,005,111
歳出合計		3,182,868	5,752	3,188,620

令和2年度宇治市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度宇治市の介護保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ239,286千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,377,521千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の予算額	補正額	計
8.繰越金		195,235	239,286	434,521
	1.繰越金	195,235	239,286	434,521
歳入合計		16,138,235	239,286	16,377,521

歳 出

（単位 千円）

款	項	補正前の予算額	補正額	計
4.基金積立金		8,261	239,286	247,547
	1.基金積立金	8,261	239,286	247,547
歳出合計		16,138,235	239,286	16,377,521

令和2年度宇治市水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和2年度宇治市水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 予算第3条中、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業収益	3,849,962千円	19,000千円	3,868,962千円
第1項 営業収益	3,020,481千円	19,000千円	3,039,481千円

支出

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業費用	3,746,394千円	19,000千円	3,765,394千円
第1項 営業費用	3,631,298千円	19,000千円	3,650,298千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条中、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書きを次のとおり改める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額903,156千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額182,698千円、過年度分損益勘定留保資金525,086千円及び当年度分損益勘定留保資金195,372千円で補てんするものとする。)

収入

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	2,457,906千円	△8,000千円	2,449,906千円
第3項 工事負担金	382,616千円	△8,000千円	374,616千円

支出

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	3,361,062千円	△8,000千円	3,353,062千円
第1項 建設改良費	2,912,961千円	△8,000千円	2,904,961千円

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 予算第9条中、「647,376千円」を「619,376千円」に改める。

令和2年度宇治市公共下水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和2年度宇治市公共下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 予算第3条中、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業収益	5,699,539千円	4,364千円	5,703,903千円
第1項 営業収益	3,014,372千円	30,000千円	3,044,372千円
第2項 営業外収益	2,685,167千円	△25,636千円	2,659,531千円

支出

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業費用	5,581,044千円	4,364千円	5,585,408千円
第1項 営業費用	4,861,423千円	24,364千円	4,885,787千円
第2項 営業外費用	704,921千円	△20,000千円	684,921千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条中、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書きを次のとおり改める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,693,660千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額277,573千円、過年度分損益勘定留保資金199,155千円及び当年度分損益勘定留保資金1,216,932千円で補てんするものとする。)

収入

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	5,928,155千円	△69,589千円	5,858,566千円
第3項 他会計出資金	484,346千円	△69,589千円	414,757千円

支出

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	7,571,815千円	△19,589千円	7,552,226千円
第1項 建設改良費	5,358,791千円	△19,589千円	5,339,202千円

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 予算第9条中、「376,518千円」を「363,224千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第5条 予算第10条中、「1,190,168千円」を「1,164,532千円」に改める。

消防本部

宇治市消防本部訓令甲第1号

宇治市消防職員服装規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和3年3月23日

宇治市消防長 吉田 昭

宇治市消防職員服装規程の一部を改正する規程

宇治市消防職員服装規程(平成13年消防本部訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1冬服の項及び盛夏服の項を次のように改める。

冬服	上衣	色又は地質	冬帽と同様とする。
	製式	前面	男性 背広ダブルとし、消防章を付けた金色金属製ボタン各3個を2行に付ける。 前面の下部の左右に各1個の蓋付きポケットを付け、胸部の左に1個のポケットを付ける。 形状は、図のとおりとする。
			女性 打合わせを右上前とするほかは、男性と同様とする。
	階級章	黒色の人工皮革製の台地とし、上下の両縁に金色のししゅう状を施し、中央に平織金線及び銀色消防章を付ける。 階級章は、右胸部に付ける。 形状及び寸法は、図のとおりとする。	
	消防長章	銀色の台地とし、金色線3条及び黒色線2条を配し、中央にいぶし銀色の桜葉及び銀みがきの桜花で囲んだはめ込みの金色消防章を配する。 消防長章は、階級章の上部に付ける。 形状及び寸法は、図のとおりとする。	
	袖章	表半面に1条の黒色のしま織線をまとう。 消防司令以上の場合は、しま織線の下部に1条の蛇腹粗金線をまとい、その下部に金色の金属製消防章を付ける。	

			消防司令補の場合は、しま織線の下部に1条の蛇腹組金線をまとう。消防士長の場合は、しま織線の下部に1条の蛇腹組銀線をまとう。形状及び寸法は、図のとおりとする。
		襟章	左襟に宇治市消防職員き章を付ける。
ズボン	色又は地質	上衣と同様とする。	
	製式	長ズボンとし、両もも及び後方の右に各1個のポケットを付け、後方のポケットは、ボタンで留める。裾は、シングルとする。形状は、図のとおりとする。	
盛夏服	色又は地質	淡青色の合成繊維の織物	
		製式	男性 シャツカラーとし、長袖及び半袖の2種類とする。地質と似た色のボタン5個を1行に付ける。胸部の左右に各1個の蓋付きポケットを付ける。形状は、図のとおりとする。
		女性	打合わせを右上前とするほかは、男性と同様とする。
	肩章	外側の端を肩の縫目に縫い込み、襟側を地質と似た色のボタン1個で留める。	
	襟章	左襟に宇治市消防職員き章を付ける。	
	袖	長袖の袖口は、ボタンを付ける。	
ズボン	色又は地質	盛夏帽と同様とする。	
	製式	長ズボンとし、両もも及び後方の右に各1個のポケットを付け、後方のポケットは、ボタンで留める。裾は、シングルとする。形状は、図のとおりとする。	

別表第1活動服の項中「ふた付きポケット」を「ファスナー付きポケット」を付け、そのポケットに蓋に、「そでは、長そでとし、そで口」を「袖は、長袖とし、袖口」に、「及び後方」を「に各1個の斜め切りポケットを付け、両もも側面に各1個のファスナー付きアウトポケットを付け、後方」に、「すそ」を「裾」に改め、同表の表以外の部分第4項中「そで章」を「袖章」に、

ズボン製式



スカート製式

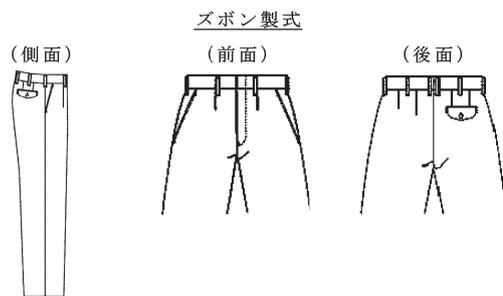
前面



後面



に



改め、同表の表以外の部分第6項を次のように改める。

6 活動服

上衣製式

(前面)



(後面)

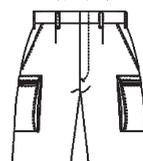


ズボン製式

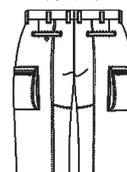
(側面)



(前面)



(後面)



背文字



別表第4中「年

を「年

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に改正前の宇治市消防職員服装規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により貸与されている冬服、盛夏服及び活動服は、改正後の宇治市消防職員服装規程の規定により貸与された冬服、盛夏服及び活動服とみなす。この場合において、当該冬服、盛夏服及び活動服の貸与期間は、この規程の施行の日における改正前の規程の規定により貸与された冬服、盛夏服及び活動服としての貸与期間の残存期間と同一の期間とする。

(揭示済)



宇治市農業委員会公告第3号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第10回宇治市農業委員会定例総会を、次の

とおりに招集します。

令和3年4月2日

宇治市農業委員会
会長 吉田 利一

- 開会日時 令和3年4月5日 13時30分
開会場所 宇治市役所 8階 大会議室
付議事項
- 1 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について
 - 2 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について
 - 3 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 4 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について
 - 5 専決事項の報告
 - 6 その他

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第6号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和3年3月3日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和3年4月2日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第488号 松本工業株式会社

宇治市上下水道事業公告第7号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和3年3月19日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和3年4月2日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第490号 カネムラ工業Plus

宇治市上下水道事業公告第8号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定の取消しについて

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の11の規定により、宇治市指定給水装置工事事業者の指定を取り消しましたので、公告します。

令和3年4月2日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第369号 ツジ設備